

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年12月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200094 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2200006 号

第 1 結論

平成 9 年 8 月 20 日から平成 11 年 2 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 8 月 20 日から平成 11 年 2 月 1 日まで

請求期間に係る国民年金保険料は、集金人が自宅に毎月集金に来ており、私か母が現金を渡して納付した。前職を退職後に A 市役所に行った際に、年金を払うように言われて払うようにしたと思う。請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、B 社を平成 9 年 8 月に退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行った旨陳述しているが、A 市が提出した請求者に係る被保険者記録表によると、請求者が国民年金の被保険者資格を取得したのは平成 29 年 3 月 31 日と記録されており、オンライン記録と一致している上、それより前に、請求者が国民年金の被保険者であった記録は確認できない。

また、日本年金機構は、請求期間において、請求者に係る「*」以外の基礎年金番号が払い出されていることは確認できない旨回答しており、社会保険オンラインシステムにおいて、請求者の氏名を複数の読み方により検索したが、請求者の請求期間における国民年金被保険者記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。